

## 第4章 補 助 者

### (補 助 者)

第16条 補助者とは、会員と雇用関係にあって、会員の命によりその業務の補助を行うものを行い、会員の公正にして、適正なる業務の運営に資するため、置くものでなければならない。

2 補助者は、行政書士補助者として、信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

### (会員の責務)

第16条の2 会員は、補助者が行政書士の補助者としての品位を保持し、補助業務を適正に遂行するよう指導する義務があり、監督する責任を負う。

2 会員は、補助者を会員の事務所以外の場所で業務に従事させてはならない。

3 会員は、補助者に対し法第12条の例により秘密を守るよう教示しなければならない。

4 会員は、補助者が業務を行うことにより依頼者又は第三者に損害を与えたときは、正当な理由がない限り、当然にその責任を負わなければならない。

### (届 出)

第17条 補助者を置こうとするものは、補助者に関する次の書類を添え、補助者届出書(様式第7号)により届出なければならない。

(1) 履歴書

(2) 誓約書(様式第8号)

(3) 写真(横2.5センチメートル、縦3.0センチメートル、正面无帽の顔写真)2枚

(4) 補助者の自認書、行政書士が押印(様式第9号)したもの。

### (届出の受理及び不受理)

第18条 会長は、前条の届出があったとき、届出にかかる補助者につき、法その他関係法令並びに会則に照合して、その適否を審査し、受理相当と認めるときは受理し、行政書士名簿副本別紙としての補助者名簿(様式第6号3)にその旨を記載のうえ、届出者に補助者届出受理通知書(様式第10号)により通知するとともに、行政書士補助者証(様式第11号)を交付するものとする。

2 受理することが不相当と認めるときは、理事会に諮りこれを受理しないことができる。この場合、届出者に対しあらかじめ不相当と認められる点につき協議しなければならない。

3 前項により不受理決定のときは、すみやかに届出者に、補助者届出不受理通知書(様式第12号)により通知するとともに、届出書類等を返戻しなければならない。

4 届出者は、第1項の行政書士補助者証を受領したときは、すみやかに補助者に交付し携帯させなければならない。又、当該補助者証の亡失又はき損による再交付を受けようとするとき、並びに記載事項の変更が生じたときは、再交付並びに書き換えを、様式第13号により申請しなければならない。

### (手 数 料)

第19条 会則第17条第2項の補助者に関する手数料は、次のとおりとする。

(1) 補助者の届出1件につき 3,000円

(2) 補助者証の再交付又は書き換え1件につき 1,000円

### (解雇の届出)

第20条 補助者を解雇したときは、補助者解雇届出書(様式第14号)により行政書士補助者証を添え届出しなければならない。この場合、補助者名簿にその旨を記載するものとする。

様式第7号

補 助 者 届 出 書			
補助者 の	住 所		
	氏 名		年 月 日生
	願入年月日	年 月 日	
	添付書類	履歴書 誓約書 自認書 写真	
補助者を置く 特に必要な理由			
本届出前の補助者数	名	会 員 の 前年度取扱件数	件
<p>上記のとおり補助者を置いたので、行政書士法施行規則第5条第2項の規定により届けます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">事務所 行政書士</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>福岡県行政書士会 会 長</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">職印</div> </div> <p style="text-align: center;">殿</p>			
支部長副申欄		支部	
		支部受付 年 月 日	
		支部長印	
		年 月 日交付済	本 会 受 付 印
		交付手数料¥	取扱者
		年 月 日領収	

様式第 8 号

誓 約 書

このたび行政書士に雇用され補助者として、行政書士業務の補助を行うことになりましたが、  
忠実に行政書士の指示に従い、業務の補助をなすとともに補助者として信用又は品位を害する  
ような行為はいたしません。又、補助業務の中で知り得た秘密を漏らすことはいたしません。  
退職後も同様です。

年 月 日

氏 名

印

福岡県行政書士会  
会 長

殿

自 認 書

住 所

氏 名

上記私は、下記事項に該当しないことを自認します。

- 1 禁こ以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっ  
てから2年を経過しない者
- 2 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

年 月 日

氏 名

㊞

上記のとおり相違ありません。

行政書士

職  
印



様式第 1 4 号

年 月 日

福岡県行政書士会  
会 長

殿

事務所

行政書士

職  
印

### 補 助 者 解 雇 届 出 書

下記のとおり補助者を解雇したので、行政書士法施行規則第 5 条第 2 項の規定により届けます。

記

解雇補助者

住 所

氏 名

年 月 日生

解雇年月日

年 月 日

<u>支部長副申欄</u>	支部
	支部受付 年 月 日
	支部長印
	本会受付印